少年事件における死刑選択基準の一考察

---光市母子殺害事件第一次上告審判決を通じて---*

天白 郁也

はじめに

裁判員制度が始まり一般市民が裁判において他人を裁く機会ができることとなった。裁判員は法律の素人であるため、裁判員裁判の審理では裁判員にも分かりやすい明解な理論や基準が求められる。特に死刑選択を迫られる事案においては、死刑選択基準があいまいであると、裁判員の判断にばらつきが生じるおそれがあり、そのような状態で死刑判決が下されると、被告人としては大きな不利益を被ることとなる。そのため、裁判員の意思を尊重しつつも、明確で罪刑の均衡が保たれるような基準が求められる。

現在死刑選択の基準は永山事件第一次上告審判決(最判昭和58年7月8日刑集37巻6号609頁)のいわゆる永山基準である。しかし、後述するように、光市母子殺害事件(以下、光市事件)第一次上告審(以下、上告審)判決(最判平成18年6月20日判時1941号38頁)で永山基準と異なった基準が判例変更なしに用いられたため¹⁾、少年事件における死刑選択の基準が不明確になっている。

本稿では、光市事件上告審判決を中心に現在の少年事件における死刑選択の基準を検討する。

1. 光市母子殺害事件と永山事件

1-1. 光市母子殺害事件の概要

当時 18 歳の少年であった被告人が、アパートの一室において、主婦 A を強姦しようとしたが、激しく抵抗されたため、A を殺害した上で姦淫し、さらに、その後、同所において、激しく泣き続ける当時生後 11 カ月 B (A の長女) をも殺害し、さらに、その後同所

^{*} 早稲田大学社会科学総合学術院仲道祐樹准教授の指導の下に作成された。

において、A管理の財布一個を窃取したという事案である。

1-2. 永山事件の概要

被告人(犯行当時19歳3カ月ないし19歳9カ月)が米軍基地内で窃取した拳銃を用いて、1カ月足らずの間に、東京、京都、函館、名古屋の各地で警備員2名及びタクシー運転手2名を射殺し、タクシー運転手から売上金等を強取し、その数カ月後に、拳銃を使用して強盗殺人未遂事件を起こしたという事案である。

1-3. 両事件の対比――光市事件の問題点

1-3-1. 死刑を選択する基準

永山基準は死刑の選択について、「……犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される」としている。

これに対して、光市事件の上告審判決の基準(以下、光市基準)では、犯行の罪質、結果、動機・経緯、犯行後の情状・被害者感情、社会的影響等の事情を検討して死刑を選択するかどうかについての、中間的な結論を導き、殺害の非計画性、反省の程度、成育歴、前科・前歴、犯罪傾向、少年であったこと等の事情により死刑を回避するかどうかを決定するものとしている²⁾。

1-3-2. 死刑選択の際の思考方法の違い

永山事件控訴審は死刑の選択について「……死刑を選択する場合……如何なる裁判所がその衝にあつても死刑を選択したであろう程度の情状がある場合に限定せらるべき」としており³⁾、これを受け上告審は「……死刑が……誠にやむをえない場合における窮極の刑罰であることにかんがみると、その適用が慎重に行われなければならない。……そして、裁判所が死刑を選択できる場合として原判決が判示した前記見解の趣旨は、死刑を選択するにつきほとんど異論の余地がない程度に極めて情状が悪い場合をいう」としている。

控訴審判決ではいかなる裁判所が審理にあたったとしても死刑になる程の場合としているが、それを文字通りに行うと第一審で死刑にならなければそれ以降絶対に死刑にはならないこととなってしまう。そのため上告審は控訴審の立場を尊重しつつも死刑の選択の余地を控訴審よりも広く認めた。

次に光市事件上告審判決は「……特に酌量すべき事情がない限り、死刑の選択をするほかないものと言わざるを得ない」とする。光市基準の判断方法・枠組みは、死刑を例外的な刑罰とはせず、犯罪の客観的側面が悪質な場合は原則として死刑であり、特に酌量すべ

き事情がある場合に限って例外的に死刑の選択を回避するとの考え方を示したものであり、本判決は永山事件判決の原則と例外を逆転させたものといえる⁴⁾。

さらに、永山基準が各要因を総合的に判断するとしているのに対し、光市基準では客観的側面のみで死刑か否かという中間的な判断を導いた後、酌量すべき事情として主観的側面を考慮するとした客観的側面を重視する思考方法をとっている点も異なっている50。

2. 永山事件以降の少年事件における死刑判決

次に現在の死刑選択の基準を探るために永山事件第一次上告審判決以降に少年事件で死 刑判決が下された事案はいかなる基準を用いているか、いかなる要因を重視しているかを 検討する。

永山事件第一次上告審判決が出されてから現在までに少年事件で死刑判決が言い渡された事案は光市事件を除いて①名古屋アベック殺人事件、②市川一家4人殺人事件、③大阪・愛知・岐阜連続リンチ殺人事件、④石巻3人殺傷事件の四件である(以下、結論を明示していない判決は、いずれも被告人を死刑に処したものである)。

2-1. 名古屋アベック殺人事件

2-1-1. 事実の概要

被告人ら6名が、金品強取の目的で、男女に暴行を加えて金員を強取し、女性を輪姦したうえ、被害者を連れまわしたうえ、犯行の発覚を免れるため殺害し、用意してあった穴に死体を埋めた、というもので被殺者2名の事案である。

被告人 6名のうち特に問題となるのは本件の首謀者的地位にあった A (19 歳 6 カ月) と B (17 歳) についてである。

2-1-2. 裁判所の判決の推移

第一審(名古屋地判平成元年 6 月 28 日判時 1332 号 36 頁)は本件犯行の客観的側面を極めて悪質としつつも、有利な情状として、「精神的に未成熟な少年らが集団を形成し、相互に影響し、刺激し合い同調し合って敢行したもの」であることを指摘したうえで、犯行における首謀者的地位にあった 2 人について次のように判示した。

Aについては、本件各犯行を通して首謀者的地位にあること、および、前科があり犯罪性の根深さもうかがえることを不利な情状と認定し、被害者との示談の成立、反省の態度の芽生えを有利な情状として認定した。

Bについては、Aとともに実行行為者であり、また窃取行為を犯した前歴を有していることを不利な情状と認め、当公判廷において反省していると述べていることを有利な情状として認定した。

以上を踏まえたうえで第一審はAおよびBを死刑とし、Bを少年法第51条により無期懲役とした。

次に控訴審(名古屋高判平成8年12月16日判時1595号38頁)判決は犯行に関して第一審判決と同様に解しているが、被告人6名の年齢を考慮したうえで本件犯行に関し「犯行は……社会的に未成熟な青少年らの、短絡的な発想からの、無軌道で、思慮に乏しい犯行」とし被告人6名にとっての有利な情状として認めている。

さらに控訴審はAの犯行は死刑になっても相当となるべきものであるが、Aには凶悪犯罪への危険性をうかがわせる著しい性格偏奇はなく「犯罪性が根深い」とした第一審判決を批判している。以上のことよりAを無期懲役にすることが妥当との判断を下した(Bは第一審で確定)。

2-1-3. 裁判所の判断について

(1) 裁判所が重視した事実

控訴審では第一審よりも、犯行の態様について、少年特有の犯行であるという点を重視 したものと考えられ、その結果間接的に犯行当時少年であったということが死刑を回避す るための被告人に有利な情状となったと考えることができる。

また、Aの死刑回避となった事情のうち本件特有のものとしてBの存在がある。本件でBとAは、同様な犯行をしていた。そうだとするとBが17歳であるが故に無期懲役になるのに対し、Aが18歳以上であるが故に死刑になり、わずか2年6カ月生まれたのが早いという理由で死刑になるとすると、公平の観点から問題があると思われる。控訴審の判断にはそのような事情も影響していると考えるべきである。

(2) 裁判所の思考方法

第一審、控訴審ともに永山基準の要件に沿って検討されているといえる。第一審では少年による犯行であることを評価してはいるものの量刑に反映されていないなど不十分な側面が見られたが、各事情を総合的に判断していることから永山基準と同様の思考方法をとったものと考えられる。

控訴審では永山基準における犯人の年齢を単独で考慮するのではなく、態様殊に殺害の手段方法の執拗性・残虐性を判断する上で「少年であるがゆえ、もともと態様は悪くなりがちである」ということを念頭に態様の評価しているように思われる⁶⁾。これは犯行の客観的側面と主観的側面を総合して死刑選択をする永山基準の思考方法の表れといえる。

2-2. 市川一家 4 人殺人事件

2-2-1. 事実の概要

本件事件は被告人(19歳)が、暴力団関係者から要求された金銭を工面するため、当初は窃盗の目的であったものの、すぐに強盗に転じて、在宅していたAの祖母を絞殺し、

その後帰宅したAの母と父を殺害した上、現金、預金通帳等を強取し、さらに、犯行の発 覚をおそれてAの妹を殺害したという事案である。

2-2-2 裁判所の判決の推移

第一審(千葉地判平成6年8月8日判時1520号56頁)は、客観的側面は重大であるとしたうえで、被告人が犯行当時年長少年であったことを踏まえたとしても、罪刑の均衡の見地からも、一般予防の見地からも極刑をもって臨まねばならないとした。

控訴審(東京高判平成8年7月2日判時1595号53頁)、上告審(最判平成13年12月3日LEX/DB 文献番号28075105)では犯行行為の客観的側面については第一審と同様の判断をしており、犯行の態様については「……綿密な計画に基づくものではなく、偶発的な犯行としての面があり……その場の成り行きにより発展し、拡大していったものである……当初から殺害が計画されていたわけではない」と判断している。

2-2-3. 裁判所の判断について

(1) 裁判所が重視した事実

本件は、①事件とは異なり、被殺者が4名であること、単独犯であることなど、犯行の客観的側面が悪質なだけでなく、この事件より前に多数の粗暴な犯行を重ねており犯罪傾向が見られるなど、主観的側面でも被告人に不利な情状が認められる。そのため少年であることや殺害の計画性など被告人に有利な情状が重視されにくい事案であると考えられる。

(2) 裁判所の思考方法

第一審と控訴審では犯行の計画性についての評価が異なり、控訴審では犯行態様について少年であるがゆえにこのような重大な結果を生み出したのであり、綿密な計画に基づくものではないとした。この判断は、①事件控訴審判決にみられるように、少年であるという点を考慮して、各事情を総合的に判断したものと考えられる。

2-3. 大阪・岐阜・愛知連続リンチ殺害事件

2-3-1. 事実の概要

被告人らは工事業者に人夫を送りこんで金を得ようとし、男性1名を16時間監禁して 集団で暴行したが負傷した男性の処置に困惑し、革ベルトを用いて窒息死させ、死体を山 中に埋めた。(大阪事件)

被告人らは、シンナー吸引中のトラブルから、一緒にシンナーを吸引していた男性を暴行し、瀕死の重傷を負わせたうえ、犯跡を隠蔽するために同人を殺害しようと企て、堤防上から蹴り落とし、河川敷の雑木林内に放置し、死亡させた。(木曽川事件)

被告人らは、たまたま出会った3名から金品を強取しようと企て、自動車内に監禁した 上、金品を強取しただけでなく被害者2名に激しい暴行を加えたあと、被害者2名の処置 に窮し犯行を隠蔽するために2名を殺害した。(長良川事件)

以上3事件が本件の主たる事案である。

2-3-2 裁判所の判決の推移

第一審(名古屋地判平成13年7月9日 LEX/DB 文献番号28065269)では、客観的側面は重大としさらに被告人のうち2人にはその犯罪傾向が根深いとした。また「……知的、情緒的及び社会的未成熟な少年が必ずしも統率されていない集団を形成したことによる、短絡的、場当たり的な犯行という面を有している」ということや反省しているということが被告人らに有利な事情も認定している。

控訴審(名古屋高判平成17年10月14日 LEX/DB 文献番号28115419)、上告審(最判平成23年3月10日 LEX/DB 文献番号25443489) では木曽川事件について殺人罪の判断がされた為、犯行の客観的側面が第一審に比べて重くなった。

2-3-3. 裁判所の判断について

(1) 裁判所が重視した事実

本件では、社会的未熟な少年が集団を形成したことによる犯行という被告人らに有利な事情を考慮したとしても、被殺者4名という結果の重大性など犯行の客観的側面が②事件と同様に重く、また被殺者4名ということが被告人らの犯罪傾向の根深さを示しておりその他の主観的側面が考慮されにくい事案であったと考えられる。

(2) 裁判所の思考方法

本件も第一審から上告審まで永山基準によって総合的に判断されている。また、第一審で被告人3名のうち1人が死刑、2人が無期懲役となり控訴審と上告審の判断と異なっているが、これは事実認定の違いによるものなので死刑選択の基準に違いがあったとはいえず、本件も第一審から上告審まで永山基準に沿った判断がなされたと考えられる。

2-4. 石巻 3 人殺傷事件

2-4-1. 事実の概要

本件は、被告人(18歳7カ月)が、被害者の態度に腹を立てて2日間にわたって暴行を加えて傷害を負わせ、被告人から被害者を引き離して守ろうとした被害者の姉やその友人男性、被害者友人を、それぞれ殺意をもって、牛刀で突き刺し、被害者姉や被害者友人を殺害し、友人男性には重傷を負わせたが、殺害目的を遂げなかったという殺人、殺人未遂に加え、その後被害者を無理矢理連れ帰ろうとして被害者の足を牛刀で切り付けて連れ出したという事案である。

2-4-2. 裁判所の判断

第一審(仙台地判平成22年11月25日LEX/DB文献番号25443083) は本件の罪質について「……本件は……強盗殺人に類似した側面を有する重大な事案である」とし、本件は強盗

殺人の事案ではないが強盗殺人の法定刑と同じ無期懲役か死刑かのどちらかしかあり得ない事案であるとする。

また「……周到な計画を立てた上で、その計画どおりに犯行に及んでいる……このような計画性は被告人に不利な事情として考慮せざるを得ない」とし本件犯行について計画性を認めた。しかし、その計画には稚拙な側面もありそれほど重視することも相当でないとした。

2-4-3. 裁判所の判断について

(1) 裁判所が重視した事実

この事案は被殺者2名であり、2名による犯行であるが犯行の主要な部分を担当したのは被告人であり①~③事件と比較すると単独犯としてみた方が適当な事案である。そのように考えると光市事件の内容と似通っている。

この事案が①~③事件と異なるのは、被告人が被害者を連れ出すうえで邪魔をするものがいたら殺害するという意図を持ってなされた犯行であり、これまでの事案のように犯行の成り行きで殺害に至ったという場合と異なる。殺害を犯行の当初から計画していなかった犯行の場合、少年であることは被告人に有利な事情として認められる可能性はあるが、犯行当初から殺害を計画していた場合その趣旨から被告人に有利な事情となることは困難である。

(2) 裁判所の思考方法

客観的側面を重視しているが、永山基準を引用しておりその思考方法も総合的に判断しており、永山基準に沿った思考方法がなされていたといってよい。

2-5. 4事件と光市事件第一次上告審との対比

(1) 裁判所の思考方法

以上4事件は③事件上告審判決、④事件第一審判決を除き光市事件上告審判決よりも前に判決が出たものである。これらの分析からは、いずれの判決も被告人に不利な事情として犯罪の客観的側面について述べ、その後に被告人に有利な事情として犯罪の主観的側面を述べ、それらの事情を総合的にみて死刑か否かを判断していることが明らかとなる。その際、客観的側面が重大なものだとして光市基準のような中間判断を下しその後被告人に有利な情状を考慮する、といった判断構造は採られていない。

そして、光市事件上告審の判決以降の判決は、光市事件差戻控訴審判決、同事件第二次 上告審判決、③事件上告審判決、④事件第一審判決が存在する。これら4つの判決も客観 的要因から中間的な結論を下す基準をとっていない。

以上のことから光市基準は、従来の少年事件において用いられていた基準ではなく、永 山基準とも異質な基準であることが明らかとなる。

(2) 裁判所が重視した事実

4事件を通じて考えると裁判所が死刑選択をする上で重視している事実は被殺者の数、 殺害の計画性、被告人の更生可能性であると考えられる。

被殺者数については数のそのものというよりはそれによって与えた社会的影響や被害者 遺族の感情などを判断する上で重視されやすく、計画性に関してはその犯罪全体にかかわ ってくるために重要になる。更生可能性についても、死刑か無期懲役かという事案で被告 人に更生可能性がないとすれば無期懲役にしても意味のないものとなってしまうため同様 に重要である。

光市基準は思考方法が異なるため重視される事実も大きく異なる。光市基準は客観的事実全般を重視しつつも計画性をあまり重視しておらず⁷⁷、また、主観的側面に関しても客観的側面により導かれた中間判断に異議を述べる程度にとどまり主観的側面を全体として重視しているとは言い難い。

3. 本件第一次上告審判決の検討

2. で検討したとおり光市事件上告審は死刑判決を受けた少年事件の中で唯一異なる基準をとったことになるが、それではなぜ永山基準を用いなかったのかが疑問である。光市基準が永山基準と同じ結果を導くのであれば単なる文言の違いにすぎないと言えるが、結果が異なるならなぜこの基準を用いたのか、またなぜ判例変更を行わなかったのかという疑問も出てくる。そのため光市事件を永山基準に照らして検討し、いかなる差異があるか検討したい。

3-1. 本件事実の個別的検討

永山基準に照らして、本件の量刑事情を検討すると、次のように評価することができる。

1. 犯行の罪質

人を殺すといっても単なる粗暴犯として殺害した場合と、身代金を目的として殺害した場合とでは後者のほうが被告人にとって不利な事情となりやすい⁸⁾。

本件殺害行為は、強姦目的および犯行隠蔽目的の手段として行われていることから、後者の類型に類似する。そのため、被告人には不利な事情となる。

2. 動機

本件の動機は「被害者を姦淫するために殺害した」また「犯行後、泣き声から犯行が発覚することを恐れたために殺害した」と「動機及び経緯に酌むべき点はみじんもない」と本件第一次上告審は判断した。

動機が形成された過程が、自己中心的な欲望による場合は、貧しさがためにやむをえず 犯行に至ったなどといった社会的な理由による場合と比べて厳しい評価が下されやすい。 この点は、被告人には不利な事情となりうる。

3. 態様殊に殺害の手段方法の執拗性・残虐性

計画性は罪質の一部として評価されることもあるがここでは態様の一部と分類する。本件第一次上告審では「……本件において殺害についての計画性がないことは、死刑回避を相当とするような特に有利に酌むべき事情と評価するには足りない」とした。しかし、「特に有利な事情」として考慮することを否定しただけであって、殺害の計画性が無いことが被告人に有利な事情として評価されることは十分考えられる。

また、犯行が単独犯か複数犯かによって被告人にとって有利不利が分かれることがある。少年犯罪で複数犯の場合の犯行計画や犯行態様には、虚勢によるものや、他人からの評価を気にし(特にグループの中に異性がいる場合など)、一度言ってしまったことを撤回しにくいという側面があり 9 、結果として執拗性や残虐性が高いものとなりがちである(①事件、③事件など)。そのため、複数犯の犯行態様は単独犯と比べて被告人らに有利な評価が下されやすい。

4. 結果の重大性殊に殺害された被害者の数

一般的に被害者の数が多いほど結果が重大だとされているが、それは殺人の被害者が1人や2人の結果は重大でないという趣旨ではない。そもそも、死刑が選択される罪は重大な結果の発生が前提なので、被殺者が1人や2人でも重大な結果と言える 10 。

もっとも、1人殺害した場合と2人殺害した場合とでは、一度人を殺害した上でさらに 殺害することとなり、被告人の犯罪傾向という主観的事情で被告人に不利な事情として評価される。

5. 遺族の被害感情

本件被害者遺族の被告人に対する処罰感情は非常に強く、被告人を死刑に処するように 社会に向けて訴えかけてきた¹¹⁾。結論として被告人は被害者遺族の希望通り死刑に処せら れることになったが、裁判所の判断がこの被害者遺族の処罰感情の強さを死刑容認の主要 な要因として認定されるとすれば、それは問題である。

そもそも、犯罪被害者にとって処罰感情は少なからず存在するものであり、そのため処罰感情は判決に織り込み済みである。もし、被害者遺族の処罰感情の強さの違いで刑の重さが変わってしまうと、被告人に起因しない事情で刑が重くなり結果の公平性を失い妥当とは言えない¹²⁾。

6. 社会的影響

本件は被告人の反省が不十分にもかかわらず控訴審で無期懲役が出されたことや、被害 者遺族に対する同情などにより社会全体が裁判所の量刑が不十分と考えていた。上告審で はそれらの状況も考慮に入れたことが考えられる。

しかし、社会の声をあまりにも重視しすぎると人民裁判になる恐れがあり¹³⁾、被告人に 不利になる社会の声は考慮するとしても、その比重を大きく見るべきではない。

7. 犯人の年齢

少年法 51 条より 18 歳未満の者に死刑を科すことはできない。18 歳以上の者はそれだけでは死刑を回避する要因とはならないが、犯行の客観的側面を評価する中で「……自らが惹き起こした事態の適切な解決への途を選択し得ないまま、次第に自縄自縛の状態に陥ってい」き重大結果を及ぼしたなど¹⁴⁾、被告人に有利な情状となりえることはある。加えて、被告人が少年であるということは、その可塑性から改善更生の可能性があることとなり主観的側面を評価する上でも被告人の有利な情状となりえる。

本件上告審判決でも「……犯行当時 18 歳になって間もない少年であり、その可塑性から、改善更生の可能性が否定されていない」としており主観的側面からは被告人に有利な情状として判断されている。

しかし、光市基準では客観的側面の評価には少年であることを考慮に入れることができないため、犯行態様の評価ではむしろ「……強姦及び殺人の強固な犯意のもと」の犯行として、少年犯罪に見られる自分の引き起こした事態の処置に困惑したが故の結果との判断には至らなかった。

8. 前科

前科の有無は被告人の犯罪傾向をみるうえでの判断材料となり、粗暴犯の前科がある場合などは改善可能性が減少し被告人に不利な情状となる。

本件被告人には、前科や見るべき非行歴はなかった。しかし、本件上告審では犯行態様や犯行後の情状等を考慮し、被告人の犯罪傾向は軽視することができないと判断した。この判断は前科がないということは被告人に有利な情状となるのではなく、プラスマイナス0として評価している。

9. 犯行後の情状等各般の事情

この項目に被告人の反省も含まれると考えられるが、反省の度合いは被告人の改善可能性にかかわってきて、改善可能性は死刑選択基準の主観的事情の中でも重要なものと考えられる¹⁵⁾。本件上告審では被告人に不十分ながらも反省の余地は見られるとしているが、量刑に反映されているとは言いにくい。

3-2. 個別的検討のまとめ

上記の事を踏まえ、光市事件を永山基準に沿って総合的に判断すると、確かに客観的側面は重大なものであるが、当初計画していた犯行は強姦であり、その段階では①~③事件と同様、殺害の意図が存在しない。さらに殺害の理由は少年による犯行ということを前提

に上記の①~③事件のような「……自らが惹き起こした事態の適切な解決への途を選択し得ないまま、次第に自縄自縛の状態に陥っていった」と判断することができ¹⁶、それだけで死刑選択ができるほどに重大とは言えない。

また主観的事情においても、確かに反省が足りないことや2人を殺害したことによる犯罪傾向の強さがみられるが、前科や非行歴がないこと、18歳になって間もないことから改善可能性が導かれることなどを併せて考えると主観的側面にも考慮すべき点がある。特に永山基準が重視していると考えられる被殺者数、殺害の計画性、改善可能性のいずれの事実も決定的に悪いとは言いがたい。よって永山基準を前提にすれば、本件は死刑よりも無期懲役が妥当な事案であり、上告審判決とは結論が異なることになる。

3-3. 光市事件上告審判決についての考察

それではなぜ、基準を変えてまで被告人を死刑にしなければならなかったのだろうか。 また判例変更を行わずなぜこのような形をとったのだろうか。

本件は被告人の反省が不十分であるということや、社会全体からの厳罰の要請など、裁判所としては永山基準に沿って無期懲役を出すのがためらわれた状況にあった。そこで上告審は被告人に死刑判決の可能性を示すことにより、被告人が犯した罪の深刻さに向き合い反省を深める機会を与えたのと同時に、国民からの非難をかわし、その結果をふまえ再度第二次上告審で永山基準に基づいた判断を下そうとしたと考えられる。

ここで死刑という結果を受けても被告人が保身に走ることなく反省を深めるのならそれは、改善可能性を評価する上で被告人に有利なものとなる。一方、被告人が保身に走るようなら被告人には反省の余地が見られず、改善可能性がないもしくは改善可能性を大きく損なうこととなるだろう。

本件差戻控訴審でも被告人の改善可能性について「……改善更生の可能性を皆無にする ものではないとしても、これを大きく減殺する事情と言わなければならない。」として¹⁷⁾、 これを被告人に不利な事情としている。

よって本件上告審判決は本件の一連の裁判の中で被告人の改善可能性を見極めるための中間的な判断にすぎず、判例変更によって死刑選択の基準を変更することは望ましくなかったと考える。

また中間判断とはいえ光市基準が判例に違反しているという問題もあるが、永山基準は各要因を総合的に判断すると言っているにすぎず、思考方法については明確にしていない。光市基準も客観的側面と主観的側面を中間判断という形で分断してはいるものの最終的に総合的に判断しているので形式的には判例に違反しているとは言いがたい。

さらにそのようなことを認めることができるのかとの問題もある。確かに、改善可能性 を確認するため、判決に対する非難を避けるために、中間判断としての判決を出すという 方法は本来の裁判所のあり方と異なり妥当ではない。しかし、成長の余地がある少年の改善可能性を短期間で見極めるのは困難であり、また国民感覚と全く異なった判決を下すのも妥当ではない。さらに形式的には終始永山基準に則っている以上、このような方法を認めてもよいと考えられる。

おわりに

以上より光市事件における基準も形式的には永山基準の一類型であるといえるものの、 実質的には異なっている部分も多く、光市事件の思考方法も判例の立場としてしまうこと は基準としての明確性に欠けることになり妥当ではない。そのため光市事件の思考方法は 本件に限定したもので、原則は永山基準と考えるべきであろう。

注

- 1) 裁判所法 10 条 3 号により、判例変更を行うには大法廷で裁判をしなければならない。さらに、永田憲史『死刑選択基準の研究』 (2010 年) 111 頁参照。
- 2) 平川宗信「光市母子殺害事件上告審判決」『ジュリスト』1332号(2007年)161頁参照。
- 3) 東京高判昭和 56 年 8 月 21 日刑集 37 巻 6 号 733 頁。
- 4) 平川・前掲注(2)161頁参照。
- 5) 原田國男『量刑判断の実際〔第三版〕』(2008年) 324 頁参照。
- 6) このような手法につき、永田・前掲注(1)121 頁以下参照。
- 7) 永田・前掲注(1)112 頁以下参照。
- 8) 永田·前掲注(1)21 頁以下参照。
- 9) 永田・前掲注(1)94頁参照。
- 10) 永田・前掲注(1)21頁参照。
- 11) 本村洋=弥生『天国からのラブレター』(2007年) 308 頁以下参照。
- 12) 匿名コメント・判例タイムズ 1213 号 91 頁以下、原田・前掲注(5)20 頁、357 頁参照。
- 13) 司法権の独立につき、芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法〔第五版〕』(2011年)346頁以下参照。
- 14) 前掲・名古屋アベック殺人事件控訴審判決参照。
- 15) 城下裕二『量刑理論の現代的課題〔増補版〕』(2009年) 138 頁以下参照。
- 16) 前掲・名古屋アベック殺人事件控訴審判決参照。
- 17) 広島高判平成 20 年 4 月 22 日判時 2167 号 122 頁。

引用文献

芦部信喜(高橋和之補訂)(2011)『憲法〔第五版〕』岩波書店。

永田憲史(2010)『死刑選択基準の研究』関西大学出版部。

原田國男(2008)『量刑判断の実際〔第三版〕』立花書房。

城下裕二 (2009) 『量刑理論の現代的課題〔増補版〕』成文堂。

平川宗信 (2007) 「光市母子殺害事件上告審判決」 『ジュリスト』 1332 号:161-162 頁。

本村洋=弥生(2007)『天国からのラブレター』新潮文庫。